

第2次後志広域連合地球温暖化対策実行計画

(計画期間：令和4年度～令和8年度)

令和4年5月

後志広域連合

目 次

第1章 背景	1
1. 地球温暖化対策を巡る国内の動向	1
2. 第1次後志広域連合地球温暖化対策実行計画の概要	1
第2章 基本的事項	2
1. 目的	2
2. 対象とする範囲	2
3. 対象とする温室効果ガス	2
4. 計画期間	2
第3章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標	3
1. 「温室効果ガス総排出量」	3
2. 温室効果ガスの排出削減目標	4
第4章 取組内容	5
1. 日常業務に関する取組	5
2. 省資源の推進	5
第5章 計画の推進と点検・評価	6
1. 計画の進捗状況の集計・評価	6
2. 実施状況の公表	6
3. 計画の見直し	6

第1章 背景

1. 地球温暖化対策を巡る国内の動向

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題を認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

翌2021年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を2025年度までに95%、2030年度までに100%とすることを目指すとしています。

2. 第1次後志広域連合地球温暖化対策実行計画の概要

第1次後志広域連合地球温暖化対策実行計画（以下「前計画」という。）の概要は次のとおりです。

項 目	内 容
策定年月	平成29年6月
基準年度	平成28年度
対象とする範囲	後志広域連合が実施事務事業全般
対象とする温室効果ガス	二酸化炭素（CO ₂ ）
計画期間	平成29年度～令和3年度
排出削減目標	令和3年度の温室効果ガス総排出量を平成28年度比5%削減する

第2章 基本的事項

1. 目的

第2次後志広域連合地球温暖化対策実行計画（以下「本計画」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、後志広域連合が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

2. 対象とする範囲

本計画の対象範囲は、後志広域連合の全ての事務・事業とします。

3. 対象とする温室効果ガス

本計画が対象とする温室効果ガス、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）のみとします。

4. 計画期間

令和4年度から令和8年度末までを計画期間とします。また、本計画については、社会情勢の変化や技術の進歩、計画の進捗状況等により、必要に応じて見直しを行います。

第3章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1. 「温室効果ガス総排出量」

後志広域連合の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、令和3年度において、14,900 kg-CO₂となっています。

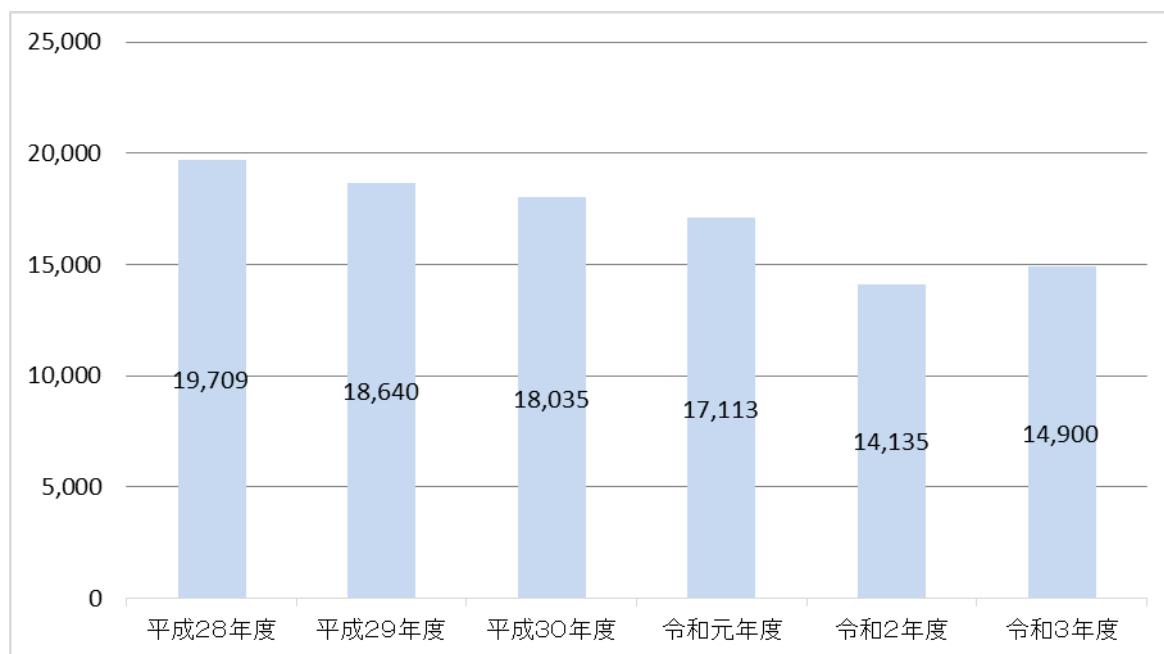


図1 後志広域連合の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

また、エネルギー種別では、電気が全体の61%を占め、次いで灯油24%、ガソリン15%となっています。

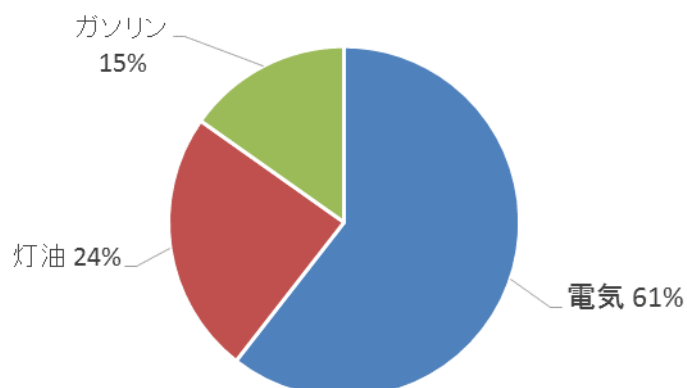


図2 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合（令和3年度）

2. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 前計画における削減目標達成状況

前計画での対象範囲における温室効果ガス総排出量は次のとおりです。

令和3年度末で、基準年度である平成28年度と比較して、△24%と大幅な削減となりました。主な要因は、新型コロナウイルス感染拡大防止による公用車の使用頻度の減少によるものです。

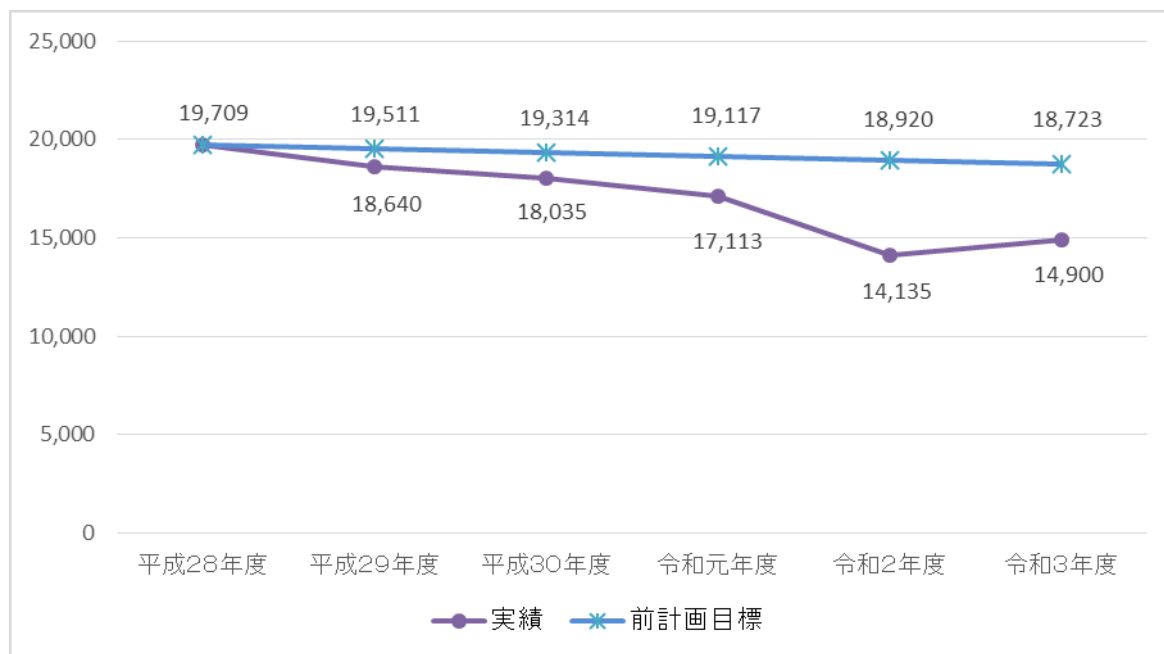


図3 前計画の目標達成状況

(2) 本計画における削減目標

目標年度（令和8年度）に基準年度（令和3年度）比で5%削減することを目標とします。

項 目	基準年度（令和3年度）	目標年度（令和8年度）
温室効果ガスの排出量	14,900 kg-CO ₂	14,155 kg-CO ₂
削減率	-	5%

第4章 取組内容

本計画では、職員一人ひとりの環境配慮意識の向上が重要であり、次に示す取組を励行することが重要です。職員一人ひとりによる省エネ活動等を積極的に実践していきます。

1. 日常業務に関する取組

項 目	取組内容
給湯	・給湯時間の短縮
照明	・照明を利用していない場所におけるこまめな消灯 （残業時における必要な場所のみの点灯等） ・照明を利用していない時間帯におけるこまめな消灯 （始業前、昼休み時間、退庁時等）
暖房	・ウォームビズの推進による暖房機の設定温度の抑制 ・事務室ドアの開けっ放し防止による暖気の保温 ・暖房を利用していない場所のこまめな消火 ・暖房を利用していない時間帯のこまめな消火
事務機器	・使用しない時間中の電源の遮断 （プリンターの電源の遮断等） ・省エネモードの設定 （パソコンのエコモードの設定、長時間離席時のモニターの電源遮断等）
公用車	・エコドライブの実施 ・カーエアコンの効率的な利用 ・タイヤの空気圧の調整、車両点検等

2. 省資源の推進

項 目	取組内容
用紙類	・両面コピー、両面印刷の実施 ・資料の共有化、簡略化 （ページ数を必要最低限とする。） ・ミスコピー、ミス印刷の防止
廃棄物リサイクル	・ごみの分別を徹底 ・封筒、ファイル、片面使用済用紙の裏面の再利用 ・プリンターとコピー機のトナーカートリッジの業者回収
物品購入	・グリーン購入の推進 ・文具等の購入において、詰替え可能な商品の購入

第5章 計画の推進と点検・評価

1. 計画の進捗状況の集計・評価

毎年度、全体の取組状況や温室効果ガス総排出量等を調査し、進捗状況を集計し、評価を行います。

2. 実施状況の公表

毎年度、温室効果ガス総排出量を後志広域連合ホームページで公表します。

3. 計画の見直し

毎年度作成する進捗状況の集計・評価結果をもとに、必要に応じて本計画の見直しを行います。